

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

わが国における障がい者施策として、平成15年に利用者の選択による契約に改めた支援費制度の導入、平成16年の「障害者基本法」の改正による「市町村障害者計画」策定の義務化、そして平成17年にはそれまで身体障がい・知的障がい・精神障がいといった障がいの種類ごとに提供されてきた福祉サービスの一元化や、サービスの提供主体を市町村とすること等を目的とする「障害者自立支援法」が制定され、平成18年に施行されました。

「熊本市障がい福祉計画」（以下「障がい福祉計画」という。）は、障害者自立支援法に基づき、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保策等について定めるもので、これまで平成18年度から平成20年度を第1期計画、平成21年度から平成23年度を第2期計画として策定し、障害福祉サービス等の拡充等に取り組んできました。

「第3期障がい福祉計画」（以下「第3期計画」という。）は、平成26年度を最終年度とし、これまでの第2期計画の基本的な考え方を踏襲し、策定するものです。

2 計画の位置づけ

第3期計画は、第2期計画の体系を基本的に踏襲しながら、同計画における実績などを踏まえつつ、新体系サービスにおける事業の定着や相談支援体制の充実など国の制度改正への対応を図る計画とします。

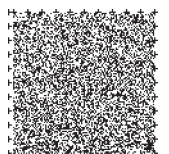
また、障害者自立支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の見込量やその確保の方策等を定める計画であり、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」として本市の障がい者等に関わる施策の基本的方向性を定めた「熊本市障がい者プラン」（以下「障がい者プラン」という。）の一部をなすものです。

なお、「熊本市障がい者プラン」はもとより、「熊本市総合計画」等の上位計画をはじめ、「熊本市地域福祉計画」「くまもとはつらつプラン」等の各種計画との整合性を図り策定します。

3 熊本県障害福祉計画との関係

都道府県障害福祉計画について、障害者自立支援法では当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めることとなっています。

本市は、熊本県が定める「熊本圏域（構成市町村は本市のみ）」に属しており、本計画で定める障害福祉サービスの必要な量の見込み等は、熊本県障害福祉計画に反映されます。



4 計画期間

障がい福祉計画は、平成 18 年度から平成 20 年度までを第 1 期、平成 21 年度から平成 23 年度までを第 2 期、平成 24 年度から平成 26 年度までを第 3 期計画期間としております。

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
熊本市障がい福祉計画 (第 1 期計画) ● 見直し			熊本市障がい福祉計画 (第 2 期計画) ● 見直し			熊本市障がい福祉計画 (第 3 期計画) ● 見直し						
● 見直し			熊本市障がい者プラン ● 見直し									

第2章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとした障害者基本法及び熊本県が定めた「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の理念を踏まえ、本市では、「障がい者プラン」及び「第 2 期障がい福祉計画」に掲げる「自立と共生の地域づくり」という共通の基本理念を「第 3 期計画」においても踏襲し、障がい者施策の推進を図ります。

2 計画策定の基本方針

「第 3 期計画」についても、国の基本指針に即しつつ「障がい者プラン」の基本理念を踏まえ、また、第 2 期計画の進捗状況や関連する団体・施設等からの意見等を踏まえて、数値目標やサービス見込量及び確保の方策等を策定します。

(1) サービスの提供体制確保に関する基本的考え方

- ① 市内どこでも必要な訪問系サービスを保障
- ② 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障
- ③ グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ① 相談支援体制の構築
- ② 自立支援協議会（※）における連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制の整備

※ 自立支援協議会とは、障がい者及び障がい児が適性等に応じ、住み慣れた地域で安心して、自立した生活を営むことができるよう、中立かつ公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化及び社会資源の開発、改善等を推進するための機関

